

第3号議案 当会の解散及び残余財産の処分並びに清算人選任の件

次の提案理由により、以下の事項についての承認を求める。

1. 当協会を、平成22年3月31日をもって解散する。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第3号の規定による「社員総会の決議」による解散)
2. 当協会の残余財産については、その全部を岐阜県司法書士会に帰属させるものとする。ただし、この処分案につき法務大臣の許可が得られない場合は、臨時社員総会を開催し、新たな処分方法を決定するものとする。
3. 当協会の解散に伴う清算人の就任については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第209条第1項第1号の規定により、当協会の理事がその清算人となるものとする。

提案理由

岐阜県公嘱協会は、昭和60年第102国会において法律第86号司法書士法の一部改正により設立された社団法人である。

協会設立以前は個々の司法書士が官公署と契約をしたり、または委員会を設けて受託処理がなされてきたが、公共事業の規模の拡大に伴い大量の登記事件を迅速かつ適正に処理をする必要性から、法務省の指導のもとに全国の司法書士会とともに、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記手続きの円滑な実施、登記の信頼性の向上、国民の権利の保全に寄与することを目的に公共嘱託登記の受け皿機関として設立されたものである。

しかしながら、協会設立から24年の歳月が流れたいま、協会を取り巻く環境は大きく変化し、設立趣旨の多くはすでに状況が変化してしまっている。

ここ数年来組織を見直し、経費節減に取り組んできたのであるが、会費値上げもできる状況になく、協会の受託収入は、平成11年度1億1,600万円、平成15年度4,988万円、平成19年度2,140万円と減少してきた。

それに伴い比例会費も減少し、単年度ではとても協会運営の経費も出ない状態が続き、そのため年々繰越金を取り崩しており、このままでは今後2年ほどで赤字になることが避けられない状況となっている。

以下個別に検討する。

1. 社会環境の変化

協会発足当時は高度経済成長を達成した後で、世界第2位の経済大国として安定した社会情勢にあり、官公署の財政基盤も年々の経済成長に伴い比較的安定しており全国的に公共事業投資が活発に行われていた時代であった。地方の山間部まで高速道路整備が推し進められ、官公署の用地買収事業も活発に行われ、これに伴い大量の嘱託登記が発注されていた。

このような時代背景のもとに協会が発足して約10年間は、受託事件も年々右肩上に増加し、次第に大きな発注受託の成果を収めるなど着実に基盤を築きつつあるものと思われていた。旧国鉄の所有権移転承継登記や水資源公団の徳山ダムの買収による大量の登記事件の受託などにより、年間の受託金額も平成11年には1億6千万円を達成し、協会は順風満帆、前途洋々といった時期であり、これにより、社員の年会費もそれまでの1万2千円から一気に半額の6千円に値下げするという状況であった。

ところが、行き過ぎた経済成長のひずみが地価の急激な高騰、バブルを招き、実態のないバブルはたちまち崩壊し、不良債権が山積みとなり金融危機を招き、日本経済を未曾有の不況に陥れてしまった。国、県、市町村の財政状況は一気に悪化し、公共事業予算も急速に削減され、協会の受託額は年とともに大幅に減少してしまった。近年社員の一部から、会費を払うだけで、1件の仕事も回ってこないという怨嗟の声を聞くことが多くなった。協会は、かつて公平な配分を旨としてきたのであるが、これもいつの間にか開発した者が受託すればよいと軌道修正をせざるを得なくなり、いまや分配に廻すだけの業務がないのが現状である。

大量発注事件の受託処理を前提として創設された協会にとって、大量発注の絶えて久しいこの現状は、協会存続の前提条件の1つを欠くこととなってきたのである。

2. 司法書士側の事情

バブル崩壊後の失われた10年、一般事件、公嘱事件は激減し、司法書士の収入も大きく目減りしてしまった。

不況、不況の大合唱のなかでも、構造改革、規制緩和、グローバルスタンダード、情報化社会の構築などにより国際競争力を高め、勝ち抜くために国を上げての急速な制度改革が進められていった。こうした大きな変革の波は、我々司法書士にも急速に波及してきた。

司法制度改革の一環として突如として司法書士の長年の夢であった簡裁代理権が付与され、多重債務業務、成年後見へと司法書士の業務が多様化し、近年では、まったく登記業務を行わないという司法書士も現われてきた。相対的に公嘱事件への関心が薄れ、新入会員や若年会員を協会へ迎えることはいよいよむずかしくなってきた。

毎年総会の定足数をクリアするかどうかは執行部の悩みであるということは、多様化のなかで、社員の協会への帰属意識が一層希薄になってきている、あるいは関心がなくなっていることを示している。

制度改革の波は新たな司法書士法改正により、司法書士法人が認められることとなり、協会との軋轢が懸念されることとなった。昔司法書士資格は、個人に与えられた一身専属性のものとして、合同事務所の形態はあったものの、公嘱協会以外に法人格

を持つ存在は想定外であったのであるが、いまやその懸念が現実のものとなってきている。

また、平成15年には独占禁止法に抵触する虞があるということから司法書士の報酬基準が撤廃された。この時点で一部にもう公嘱協会の使命は終わったという声が聞かれた。協会の創設の端緒となったものは大量の嘱託事件を公共の利益のために異例に低い報酬で受託処理奉仕するというものであった。

司法書士の報酬基準があったころは、これを下回れば、ダンピングとして司法書士法違反となった。しかし、公嘱協会の報酬基準は用対連との協議により、たとえば所有権移転1件13,060円とされているので、社員でない司法書士が、値下げして公嘱事件を行うことは司法書士法違反となったのである。そこに公嘱協会の存続意義の1つがあったのである。しかし、報酬基準が撤廃されてからは、各々の司法書士が自由に独自に報酬を定めることとなったためダンピングの問題はなくなり一方公嘱事件の報酬は、低額におさえられたままの報酬基準が依然として残っており、結果として公嘱協会が司法書士の報酬（価値）を押し下げることとなっている。

公嘱事件の受託を望む司法書士は、何も公嘱協会に加入しなくても、自由に事件を受託し、官公署の定める報酬を自ら受取ればよいのである。

オンライン登記申請の導入は、IT国家構築を目指す官公署自体がこれを使いこなすことが求められており、発注者側で大量の登記事件処理を行うことを可能にした。

現在行われている中間法人改革では、公嘱協会自体の公益性が問われている。公益性の認定基準は、直接的に国民に利益をもたらすものであるか否かである。

協会は公共の利益に奉仕するという部分に存在意義をもって活動してきたのである。協会存立の基盤ともいえるべき部分を問われることは、そこに協会の更なる存続の意義を見出すことは困難である。

3. 発注者側の事情

現在国の行政改革の一環から、国発注事業については、一般競争入札制度が導入され、岐阜県も昨年度から実施している。随意契約自体が批判されている昨今、一般競争入札制度は、発注者サイドにとっては好都合な制度であろう。

しかし入札制度は、落札金額を押し量って、他の競合者より低く入札し落札せんとするものであり、司法書士同士が競合して入札しあう制度に協会が参加することは、ある意味では司法書士の業務を協会が圧迫するということでもあり、協会の本旨とするところではない。

公嘱協会は、嘱託登記あるいは相談業務、講師派遣などを通じて官公署の行政手続きに貢献しているという自負があるが、官公署の財政状況が逼迫している折り、入札制度自体の普及は止むを得ないことである。

公嘱協会が競争入札制度への参加を求められる状況、あるいは入札で他者と入札額を争う状況は、協会の創立趣旨から逸脱しており、そこに協会の存続意義を見出すことはできない。

官公署発注の業務は、現在も地元の司法書士が協会を通すことなく行われている。個々の司法書士で嘱託事件の受託を希望する者が、事件を受託すればよいのである。

4. 調査士協会との関係

当協会と調査士嘱託協会は、創設後は協調関係にあつて、嘱託登記の手引きを共同編集するなど、ともに歩んできた経緯があるが、その後調査士協会は、順調に発展し、大量受注が継続し、報酬単価も一般事件と同一レベルにあるため、協会の財政も潤沢であり、社員の帰属意識も高い。

各支所における活動も活発で、当協会の各支部が機能不全を起こしている状況とは随分様相が異なる。今や同じ視点で協会のあり方を考えることは、困難となっている。

たとえ当協会が解散したとしても調査士協会へ与える影響は限られたものになるう。

5. 解散理由のまとめ

公嘱協会が一定の役割を果たしたことは確かなことである。これまで協会を育て、支えてこられた先人の努力には敬意を表すが、時が流れ、我々を取り巻く環境が変化してしまつたいま、このままこの組織を維持することは困難となつており、また維持することだけに窮々としては意味がない。

司法書士の社会的使命を果たすフィールドは確実に広がっている。新しい環境の中で、各司法書士が個人として、司法書士法人として、はたまた一般社団法人を組織して、英知と専門的能力を発揮して、自由な活動のもとに嘱託事件を受託していく、そのような新たな時代が到来したのである。

6. 解散時期及び残余財産の分配

本通常総会は、諸官庁との平成21年度業務委託契約期間中であり、よつて解散時期は、契約期間の終了する平成22年3月31日とすることが妥当であると判断する。平成21年度においては、年度末解散に向けて、各発注先機関へ解散の事情説明を行うとともに、業務委託契約終了の事務処理を行い、協会解散後の公嘱事件の受託並びに事務処理について指針を示す必要があると考える。

解散後の協会の残財産については、民法法人は社員に分配することは認められずまた当協会の定款についても規定がないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき、岐阜県司法書士会へ帰属させることが妥当と考える。ただ、残余財産の額については、清算終了時にどの程度の金額になるのかは、来年度の受託収入も不明であり、現在では不明であるが、清算終了に至るまでは、ある程度の期間を要することから、相当額の残余財産が目減りすることが想定される。

公共嘱託登記の受託件数・覧表 (平成9年度～平成21年度)

| 受託事件数 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 国 | 197 | 113 | 125 | 251 | 289 | 145 | 231 | 45 | 100 | 76 | 137 | 11 | 83 |
| 県土木事務所 | 2,092 | 1,843 | 1,138 | 942 | 715 | 451 | 736 | 225 | 82 | 54 | 27 | 101 | 121 |
| 県農林事務所 | 380 | 678 | 712 | 368 | 535 | 541 | 152 | 126 | 119 | 96 | 33 | 0 | 27 |
| 公社公園 | 624 | 196 | 129 | 1,939 | 721 | 1,166 | 1,143 | 519 | 315 | 217 | 186 | 127 | 186 |
| 市町村 | 1,153 | 1,254 | 1,521 | 1,567 | 1,356 | 1,332 | 1,460 | 1,055 | 867 | 810 | 765 | 719 | 943 |
| その他 | 95 | 230 | 195 | 131 | 156 | 14 | 62 | 32 | 87 | 34 | 6,346 | 94 | 12 |
| 合計 | 4,451 | 4,614 | 4,120 | 5,198 | 3,802 | 3,679 | 3,787 | 2,002 | 1,600 | 1,317 | 7,494 | 1,052 | 1,372 |
| 受託収入金額 | 62,194,506 | 106,499,202 | 116,798,457 | 79,510,251 | 59,859,270 | 56,149,658 | 49,888,201 | 29,954,437 | 24,098,046 | 22,679,219 | 21,486,641 | 12,260,703 | 16,090,914 |

